

## 平成 29 年 10 月つくば市教育委員会定例会会議録

### 1 会議日時

平成 29 年 10 月 24 日（火）

### 2 会議場所

庁舎 4 階 ミーティング室 1, 2

### 3 出席委員

委員 大沼 直紀

委員 中嶋 修

委員 小野村 哲

委員 鈴木 理子

教育長 門脇 厚司

### 4 欠席委員 なし

### 5 委員以外の出席者

教育局次長兼健康教育課長	中山 隆	教育相談センター所長	根本 智
		総合教育研究所長	毛利 靖
教育局次長	木村 徳一	中央図書館長	楢山 久美子
教育総務課長	上方 和男	文化財課長	山本 賢一郎
学務課長	間中 和美	企画監	飯村 修
教育施設課長	安田 勝則		
教育指導課長	中山 猛		

### 6 議事

#### (1) 案 件

- 議案第 46 号 つくば市立小学校，中学校及び義務教育学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則について
- 議案第 47 号 つくば市立幼稚園管理規則の一部を改正する規則について
- 議案第 48 号 教育財産の取得
- 報告第 18 号 つくば市教育委員会事務局職員の人事異動内示について
- 報告第 19 号 行政文書不開示決定処分に係る審査請求事案について

#### (2) その他

## 7 会議の概要

### ◎ 開 会

午

#### 後 1 時 3 0 分開会

教育長	定刻になりましたので、10月の定例教育委員会を開催させていただきます。
◎会議録の承認	
教育長	まず会議録の承認ですけれども、9月分を事前にお渡ししておりますが、何か訂正等ございますか。
委員	異議なし。
教育長	それでは、9月の定例教育会の会議録については、承認といたします。
◎教育長の報告	
教育長	<p>それでは、教育長の報告ですが、本日は2点申し上げておきたいと思います。</p> <p>一つは、10月11日から始めた所課長訪問についてです。</p> <p>夏休み前に26校回り、残りの25校について10月11日から18日までの間に全て訪問しました。</p> <p>これを受け、11月の下旬から、平成30年度の教員人事異動計画の作成に入ります。全部終わるのは、2月末ぐらいで、ほぼ4か月間かかります。</p> <p>来年は、新しい学校が3つスタートし、それに伴い大規模な人事異動になると考えています。</p> <p>2つ目は、10月9日に行ったいじめに関するワークショップについてです。校長先生を含めて、つくば市内から30人の先生方が出席をしてくださいました。</p> <p>私も最初から最後まで会場にいましたが、これまで気付かなかったことを気付かされるフォーラムで、私自身も参考になりましたし、参加された先生も参考になったものと思います。</p> <p>このフォーラムの計画作りや参加のアナウンスについては、小野村教育委員及び特別支援教育推進室長には、大変ご苦勞をお掛けしました。</p> <p>改めて感謝を申し上げたいと思います。</p>

<p>委員</p> <p>教育長</p>	<p>以上、2件が私からの報告です。</p> <p>それでは案件の方に入ります。議案第48号は議会案件ですので、非公開とさせていただきますと思います。</p> <p>また、19号についても、個人情報にかかわりますので非公開ということで進めたいと思いますが、ご了承いただけますでしょうか。</p> <p>異議なし。</p> <p>では、非公開の件については、ご了承いただいたということで進めたいと思います。</p>
<p>◎議案第46号 つくば市立小学校、中学校及び義務教育学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則について</p>	
<p>教育長</p> <p>学務課</p>	<p>それでは、議案第46号について、説明して下さい。</p> <p>議案第46号、つくば市立小学校、中学校及び義務教育学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則について、説明いたします。</p> <p>改正の理由といたしまして、平成30年4月1日につくば市立田水山小学校、つくば市立筑波小学校、つくば市立田井小学校、つくば市立北条小学校、つくば市立小田小学校、つくば市立作岡小学校及びつくば市立菅間小学校、並びにつくば市立筑波西中学校及びつくば市立筑波東中学校の7小2中を統合し、新たに義務教育学校として、つくば市立秀峰筑波義務教育学校を設置することに伴い、通学区域を定めるものであります。</p> <p>また、平成30年4月1日に、つくば市立春日学園義務教育学校の通学区域を分離し、つくば市立学園の森義務教育学校、つくば市立谷田部小学校、つくば市立谷田部南小学校、つくば市立谷田部中学校の一部を分離しまして、つくば市立みどりの学園義務教育学校を新たに義務教育学校として設置することに伴い、当該義務教育学校の通学区域を定めるものであります。</p> <p>改正の内容は、まず小学校の部で、つくば市立谷田部小学校、つくば市立谷田部南小学校の通学区域から、議案資料新旧対照表のみどりの学園義務教育学校の通学区域を削除いたします。</p> <p>次に、秀峰筑波義務教育学校に関しまして、つくば市立田水山小学校、つくば市立筑波小学校、つくば市立田井小学校、つくば市立北条小学校、つくば市立小田小学校、つくば市立作岡小学校及びつくば市立菅間小学校の通学区域を削除いたします。</p>

中学校の部です。

つくば市立筑波西中学校及びつくば市立筑波東中学校の通学区域を削除いたします。

義務教育学校の部です。

つくば市立春日学園義務教育学校の通学区域から、新旧対照表にございます、学園の森義務教育学校の通学区域を削除いたします。

これから新たに区域を決定するところですが、お手元の学園の森の関係の区域図案を御覧いただければと思います。

つくば市立春日学園義務教育学校の区域ですが、西平塚，東平塚（学園の森2丁目以西の区域を除く。），下平塚，春日1丁目，春日2丁目，春日3丁目，春日4丁目，学園の森3丁目（14番地から31番地までに限ります。），研究学園6丁目，研究学園7丁目（3番地から14番地までを除きます。），苜間（研究学園駅東交差点から春日1丁目西交差点へ向かう県道筑波線より北側の区域）となります。

順番は逆ですが、同じ資料ですので、学園の森義務教育学校の区域を説明いたします。

東平塚（学園の森2丁目以西の区域に限る。），学園の森1丁目，学園の森2丁目，学園の森（3丁目1番地から13番地まで及び32番地から50番地までに限る。），研究学園1丁目，研究学園2丁目，研究学園3丁目，研究学園4丁目，研究学園5丁目は、こちらの図面の方で赤い点線の区切りになっています。学園の森3丁目につきましては、全域を指定学校変更可能地域といたしまして、希望により新設校または春日学園に就学できることといたします。

戻りまして、秀峰筑波義務教育学校です。

区域につきましては、田中，水守，山木，和台，上沢，田水山，沼田，上大島，筑波，神郡，臼井，小沢，杉木，大貫，北条，君島，泉，小泉，山口，平沢，小田，北太田，小和田，大形，下大島，作谷，安食，寺具，明石，中菅間，上菅間，洞下，池田，高野原新田，磯部の区域となります。

最後にお手元のみどりの学園関係の区域図案の方をご覧いただければと思います。

つくば市立みどりの学園義務教育学校の区域が飯田，中野，境田，上萱丸，下萱丸，花島新田，西栗山，みどりの1丁目，みどりの2丁目，みどりの中央，みどりの南，みどりの東，根崎でございます。

施行日につきましては、平成30年4月1日を予定しております。

以上、よろしく願いいたします。

教育長	<p>説明の中にありましたが、学園の森義務教育学校については、学園の森3丁目、ブルーで囲んでいる区域については、希望を認めるということだと思います。</p> <p>あとは、今説明のあった線引きのとおり、該当する学校に変えていただくということですか。</p> <p>今後のスケジュールを説明していただけますか。</p>
学務課	<p>現在の予定では、11月の下旬以降に提出し、12月14日を目途に就学の区域を設定したものを提出させていただく予定です。</p> <p>区域外就学につきましては、個別の対応という予定です。</p> <p>以上です。</p>
教育長	<p>学園の森義務教育学校通学区域と、この地図について、もう少し詳しく説明して貰えますか。</p> <p>この黄色の点線のところと、先ほど説明した学園の森3丁目も含む、この赤線で区切っている所はどういう場所ですか。</p>
学務課	<p>新しい学校のエリアです。</p>
教育長	<p>今回に限っては黄色よりも緑、右にある所については希望を受け付けるということですか。</p>
学務課	<p>お手元の赤い点線の所が、新しい学校の学区の通学区域の予定にしております。</p> <p>青い点線の所は、春日の通学区域の予定ですが、新しい学校を御希望される場合には、申請書を出していただくことでどちらでも変更できます。</p> <p>この青い点線は春日でも、新しい学校でも選べるという地域になっております。</p> <p>それ以外の赤い点線以外の方につきましては、指定学校がどちらかになっておりますので、指定学校以外は学区外通学を申請していただき、判断いたします。</p>
教育長	<p>原則として認めないということですか。</p>

学務課	原則として、学区外の申請書で判断するということになります。
教育長	3丁目はどうなりますか。
学務課	3丁目につきましては、指定学校が新しい学校、学園の森か、春日かが番地によっては分かれています。全域がどちらの学校も認めるといふ地域になっております。
委員	3丁目というのは、この青だけでしょうか。
委員	学区の規則の一部改正で、文書とこの新旧相対表で、地名が書いてありますが、これだけだと理解しにくいので、今日いただいたこの通学区域の案を基に、意見交換させていただければと思います。 学園の森義務教育学校から見させていただいて、学園の森3丁目の青い線で囲まれている場所は、どちらも希望できる場所だと理解しましたが、学園の森3丁目の黄色い線で囲ってある部分と、赤い線で囲まれた所についてもどちらを希望してもいいという理解でよろしいですか。
学務課	この地図では赤い点線を使って、新しい学校の学区が分かるようにしております。学園の森3丁目については、指定学校が番地によって学園の森か、春日か分かれています。どちらの学校かを選ぶことのできる地域になっております。
委員	それは、規則変更の文面等に明文化されているのですか。
学務課	地図の右下の四角い米印の文に当たりますが、通学区域の規則の中には明記しておりません。
委員	規則に入っていない方がいいのでしょうか。
学務課	規則は、指定の学校の通学区域を定めるものですので、指定学校変更というのは、運用として認めております。
教育長	今の説明で、希望に応じてというところに該当する児童生徒は、大体どのぐらいの数だと見込んでいますか。

学務課	来年の学園の森3丁目の小学生は、80人くらいです。
教育長	新1年生だけですか。
学務課	1年から6年までの人数です。
委員	この規則は保護者にも配られるのですか。 保護者には他に何が配られるのですか。
学務課	今のところ、保護者への配付は考えていません。 11月11日にこの決まった内容の報告会をやらせていただく予定でおりますので、そこで丁寧な説明をさせていただくことを考えております。
委員	そうですか、その時に規則は配られる予定はなくて、地図については配る予定ということですか。
学務課	それもまだ決定はしていませんが、ホームページにも掲載させていただきますので、配布する準備はあります。
委員	先ほど、質問がありましたが、ルールの中では、限ると書いてあって、地図ではただし学園の森3丁目全域について学校を希望できると書いてある。規則に書いてあることを、地図の方の文書で否定または変更している形にとれます。 そうすると、例えば、地図だけを見た方が、希望できないと判断し、後から希望できると知った場合は、文章が矛盾しているという話になると思うのですが。
学務課	規則に関しましては、あくまで指定の学校というのを指定しなければならないものですので、どちらも行けますという形には出来ません。 今の春日1丁目もそうですが、春日1丁目に関しては、指定の学校は春日学園義務教育学校ですが、同じように指定学校変更という内規で、吾妻小学校の方に変更できるようにしております。 同じように、この通学規則では、あくまで春日1丁目は春日義務教育学校が指定学校ですので、規則における通学区域はこの一つを記載してお

委員	<p>ります。</p> <p>その規則がどういう規則か分かりませんが、市民が見た時に誤解がないようにすることが大事であって、もし市民が非常に分かりづらいということであれば、規則の変更も検討された方がいいのではないかと思います。</p> <p>少なくとも現段階では、両方の文章が、市民の間で目につくような状況になって、混乱することだけは避ける必要があるので、十分配慮いただければと思います。</p>
委員	<p>春日学園と学園の森の児童数の想定というのは、30年4月段階ではどの程度、想定していますか。春日の子供達のうち、どれくらい的人数が学園の森へ移動するのか、予想人数の検討はしていますか。分かれば教えてください。</p>
学務課	<p>あくまでもこの学校区で分けた住民記録の人数ですが、30年度に関しましては、まず春日が来年小学校の前期課程で約860人前後、後期課程で400人前後ですので、合わせて1260人前後と想定しております。</p> <p>学園の森の方に関しましては、前期課程が790人前後、後期課程が180人前後ですので、合わせて970人前後です。</p> <p>この人数は、あくまでも住民登録にもとづくものですので、この後、受験や転出転入によって人数の増減があることを予想しております。</p>
委員	<p>その学園の森3丁目の児童が、春日あるいは学園の森に変更しても、そんなに人数の偏りは起こらないのでしょうか。</p>
学務課	<p>学園の森3丁目に関しましては、それぞれの学校への距離が概ね同じになるような番地で分けましたので、それによって人数が半分半分という形ではないにしても、それほど人数の偏りはないと考えております。</p>
教育長	<p>就学通知を11月下旬くらいに出して、12月14日ぐらいまで書いてもらうとして、その時に規則どおり、うちの子はここに通わせますと返答をいただくということですね。そして、場合によっては、変えるかどうかの交渉がその段階から始まるというのでしょうか。</p>

教育長	個別に対応して、最後の判断は、教育長がやるしかないと覚悟しています。相当憎まれ役になることを覚悟の上で、今の規則で基づきながら対応したいと思っております。
委員	最後、憎まれ役を買うしかないという話ですが、最善を尽くして調整することが必要だと思います。11日に春日で学園の森の学校報告会を行うということで、その時に部活ごとの人数の調査等もした上で、選ぶ基準、理由を分かるようにしていただくという認識でよろしいですか。
学務課	今現在、ある程度は学校と調整しております。
教育長	基本的には、今の線引きで、きちんと対応してもらえば問題はないと思います。春日の9年生は受験の都合もあって、このまま春日にいたいというような希望が当然出てくると想定しています。そのため、いろんな個別の状況を聞いた上で判断するしかないと考えております。
委員	来年4月に中学3年生になる生徒に関しては、受験を理由に残ることというのは基本的にできるのですか。まだ統一はしてないのですか。
学務課	今調整中で、これだから大丈夫というものはまだ、現在はできてはいないです。
委員	最後にはちゃんと詰めて、統一した見解を持てるようお願いいたします。
教育長	他に何かございますか。
委員	みどりの学園の図面についてもよろしいですか。 旧谷田部南小学区の子供がみどりの学園の方の義務教育学校の区割りに入っている地域について、この図面で教えてください。
学務課	谷田部南小の西側に、みどりの東という場所があり、その一部の地域と根崎が、谷田部南小の通学区域になっております。

委員	同じく、谷田部小に通っていた児童が、みどりの学園の学校区になった地区名を教えてください。
学務課	現谷田部小の学区から新しい学校になったところは、地図の右上に地域が書いてあります。その中で根崎とみどりの東以外は全部、みどりの東の一部が谷田部南小と谷田部になっていますので、根崎を除いた残りが現谷田部小の通学区域になっております。
委員	新しく住宅が新設された地区はどの辺ですか。
学務課	「みどりの」という名前の所が新しく開発でできた地域ですので、今まんべんなくどこも住宅が増えている状況です。 とりわけ、みどりの1丁目とみどりの2丁目につきましては、駅に近くはありますが、みどりの南、みどりの東につきましても、開発で、どんどん住宅が増えておりますので、人口も増えております。
教育長	他に質問等、ありますでしょうか。 では、原案どおり、ご承認いただくということによろしいでしょうか。
委員	異議なし。
教育長	では、承認いただいたということで、次に進みたいと思います。
◎議案第47号 つくば市立幼稚園管理規則の一部を改正する規則について	
教育長	それでは議案の第47号に移りたいと思います。説明願います。
学務課	議案第47号、つくば市立幼稚園管理規則の一部を改正する規則について、説明します。 改正の理由といたしましては、つくば市立みどりの学園義務教育学校、つくば市立秀峰筑波義務教育学校及びつくば市立学園の森義務教育学校の新設に伴いまして、つくば市立谷田部幼稚園、つくば市立筑波幼稚園及びつくば市立松代幼稚園の通園区域を改めるものでございます。 改正の内容につきましては、つくば市立谷田部幼稚園の通園区域に、つくば市立みどりの学園義務教育学校の通学区域を加えるものです。 次に、つくば市立筑波幼稚園の通園区域を、つくば市立秀峰筑波義務教育学校の通学区域に改めます。

<p>教育長</p>	<p>つくば市松代幼稚園の通園区域に、つくば市立学園の森義務教育学校の通学区域を加えるものでございます。</p> <p>施行日につきましては、平成30年4月1日でございます。</p> <p>以上、よろしく願いいたします。</p> <p>今の説明に対して、御質問等ありますでしょうか。</p>
<p>委員</p>	<p>幼稚園の学区割りということで、谷田部幼稚園は、みどりの学園義務教育学校地区が入ったこともあって、非常に対象の子供が多い。</p> <p>今、175人増えたとなっておりますが、かたや隣接している岩崎幼稚園は、来年の入園希望者の様子を聞いたところ、今のところ一桁しかないようです。</p> <p>岩崎幼稚園もいい幼稚園で、大きい施設、校庭も持っていますし、建物もいいし、教育もきちんとしていると思います。私の考えとして、岩崎幼稚園の学区を規則で、広げるのが一番だと思う。希望によっては岩崎幼稚園にはスクールバスもあるし行ってもいいと、岩崎幼稚園の場所や敷地、教育内容を見てもらって、谷田部幼稚園での大人数幼児教育よりも、岩崎幼稚園の少人数教育の方を選ぶという親もいると思います。</p> <p>つくばの施設としても、均衡化を図った方が教育的に絶対いいと思いますので、地区割りを少し考えてはと提案いたします。</p>
<p>学務課</p>	<p>委員から御指摘いただいた件は、園区外通園ということになるかと思いますが、これにつきましては、御希望があれば園長の判断で園区外の通園は可能ですので、そういう希望があれば、相談に応じることはできます。</p> <p>それと区域につきましては、以前、門脇教育長のお話にもありましたが、つくば市学校等適正配置計画を見直す予定ですので、そちらで併せて検討していければと思っております。</p>
<p>委員</p>	<p>今、課長さんからお答えいただきましたが、11月に幼稚園の就学があると思うので、谷田部幼稚園該当の荃崎に近い地区で、保護者への文書なり説明を教育委員会から動いていただかないと、園長レベルで動いたところで何も変わらないので、学務課レベルで、こういうことも可能なので見てもらうなどの文書を出していただくということもお願いしたいと思えます。</p>

学務課	委員から御指摘がありましたので、園長やこども部とも協議してみたいと思います。
教育長	新しい子ども子育て制度で第1号、第2号、第3号というのがありますよね。 例えば、谷田部幼稚園にうちの子を入園させたいという親が申請した時に、園長が岩崎幼稚園ならそう遠くもないし、いい保育をやっていることを説明して、納得してもらえれば、そちらに入園させる場合もあるということですね。
学務課	受け入れる方の園長先生の判断で可能です。
教育長	先ほど委員がおっしゃったことは、理にかなっていると思います。 他にご質問ありますでしょうか。 なければ、先ほどの説明のとおり、承認いただければと思いますが、よろしいでしょうか。
委員	異議なし。
教育長	承認いただいたということで、先に進めたいと思います。
◎報告第18号 つくば市教育委員会事務局職員の人事異動内示について	
教育長	続いて、報告第18号について、説明をお願いします。
教育総務課	報告第18号、つくば市教育委員会事務局職員の人事異動内示につきまして、ご説明させていただきます。 つくば市教育委員会の権限に属する事務の委任及び代理に関する規則、第3条第1項の規定によりまして、代理を行いましたのでご報告いたします。 (人事異動に関する説明)
教育長	質問等がございますか。他に何かございますか。なければ承認いただいたということによろしいですか。
委員	異議なし。

教育長	では、先へ進みたいと思います。
◎その他	
教育長	<p>その他に進みたいと思います。</p> <p>最初に、私の方から、説明をさせていただきます。</p> <p>つくば市は5年前から、市全体の教育を小中一貫教育ということで進めてまいりました。</p> <p>この過去5年間進めてきたこの小中一貫教育を、この時点で総点検をすべきであることは、かねがね教育委員会でも申し上げております。</p> <p>もっと早く検証作業に取り掛かりたいと思っておりましたが、夏休み前、予測しなかった事態が幾つかあったこともあり、延び延びになっておりました。</p> <p>この件については、年度内には、ほぼ目途を付けたいということで、局長、次長、それから総合教育研究所長とも相談しながら、お手元にある資料を作りました。これに基づき進めてまいりたいと思っておりますので、報告したいと思います。</p> <p>目的、それからどういった方々に点検作業をお願いするかということについては、資料の裏側に書いております。</p> <p>方法としては、これまで小中一貫教育に携わってきた方々にできるだけまた、必要であれば、様々な立場からお話をいただくということ。また、何らかの調査をし、それをもとにしながら小中一貫教育の成果がどういう形で表れているのか、また、課題があるとしたらどういうことかを、早い時期に報告書といった形で、提出していただいて、つくば市全体の学校等適正配置計画に反映させていきたいと思っております。</p> <p>急ぐ必要もありますので、このように御報告をし、今後の進め方については皆さんの御協力をいただければと思っております。</p> <p>よろしく申し上げます。</p> <p>開催の回数は、11月からスタートして11月、12月と毎月1回で計6回くらいと考えております。</p> <p>年度内の取りまとめは多少、難しいのではないかとということで、最終的な報告は5月ないしは6月位になるかもしれませんが、年度当初に報告し、追って学校等適正配置計画に入っていきたいと考えておりますので、御協力いただきたいと思います。</p> <p>私からの報告は以上です。</p>
教育総務課	平成 28 年度の教育に関する事業の管理及び執行の状況の点検及び評価

	<p>につきまして、資料をお渡しいたしました。9月25日に教育行政懇談会が開かれまして、そちらで委員から御意見をいただいております。</p> <p>また、行政懇談会の委員の方々が評価をしております資料が中に入っておりますので、そちらを参考にして、次回の11月の教育委員会の定例会までに、大変ですが、教育委員の皆さまに中身を確認していただきまして、御意見をいただけたらと考えておりますので、よろしく願いいたします。</p> <p>その後の日程につきましては、11月の委員会で、今後、冊子としてまとめることについて承認をいただきまして、報告書を作成し、12月議会の定例会議の最終日に、議員にお配りする予定になっております。</p> <p>それ以外にも、ホームページで公表する予定になっておりますので、どうぞよろしく願いいたします。</p> <p>以上でございます。</p>
教育長	<p>私も教育行政懇談会にずっとおりましたけれども、今配付したその資料を見るのは本当に大変でした。</p> <p>筑波大の藤田教授に座長を務めていただきましたけど、藤田座長からは、もっと簡便に、こういう事業をやった結果、こういう成果が出ましたという、数字でちゃんと分かるような資料作りに努めてほしいという御意見をいただきました。</p> <p>貴重な御指摘だったのではないかと考えております。今年度は従来どおりの資料作りでしたが、来年度は改良すべきだろうと考えています。今年度については、こういう形で進めることを御了承いただき、委員の皆様にも御意見をいただければと思います。</p>
総合教育研究所	<p>11月21日につくば市市制30周年記念事業及び文部科学省のプログラミング事業として、「2020年代の学びを変える先進的ICT教育研究大会」を開催いたします。この中には、門脇教育長から提案がありました「チーム弁論大会」も組み込まれております。また、学校の負担を考慮いたしまして、今年度は学校での公開授業は行わず、各企業だけで教員の研修として行います。</p> <p>以上です。</p>
委員	<p>(委員より「教職員、特別支援教育支援員等養成・研修講座」について資料に基づき説明あり)</p>

<p>教育長</p>	<p>つくば市では、今年度一気に支援員を 40 名増やす、また推進室も作ることで、新しい体制で動き始めたわけです。それを更に充実させるということで、つくば市独自の研修プログラムを作って、それに基づきながら、特別支援クラスの担任をしている先生並びに支援員の方々の力量を高めるということを進めていく必要があるだろうと、私がかねがね申しているところです。</p> <p>更にレベルアップしていくためにはこうしたらいいのではという御提案をいただいたと思っております。</p> <p>11 月 6 日には何人かの関係者に集まっていただいて、話し合うことにしております。</p> <p>私もその会には出ようと思っておりますので、今の御提案を踏まえ、どういう組織で、どういう進め方をしたらいいのか検討し、次の機会に、この場で報告をし、また、御承認いただくようなことがあれば、御承認いただくという形で進めていきたいと思っております。この件についてもよろしく御協力いただきたいと思います。</p>
<p>委員</p>	<p>では、幾つかあります。</p> <p>まず一つ目は施設課の方に確認です。</p> <p>秀峰の開校に当たり、合併される秀峰の学校の備品が大分余ると聞いていますが、前任の課長に確認したところ、1 年くらいはもとの学校の場所に置いて、1 年くらいの猶予を置いて、その後目録を作って、各市内の学校に余っているものがあるので欲しいところは手を挙げてくださいという流れになると伺っているのですが、その認識で間違いないでしょうか。</p>
<p>教育施設課</p>	<p>間違いございません。</p>
<p>委員</p>	<p>はい、では、よろしく願いいたします。</p> <p>二つ目です。こここのところずっと言われている、学校の先生の忙しさについてのお話をさせていただきたいと思っております。</p> <p>この 8 月 29 日に中教審、中央教育審議会の初等・中等教育分科会の提言で、学校における働き方改革にかかわる緊急提言というのがありました。</p> <p>その中で、教職員の長時間勤務の実態が見過ごせない状況だとして、今で</p>

	<p>きることは直ちに行うということ、全ての教育関係者に呼び掛けるとありました。</p> <p>私たち保護者といたしましても、先生方も多忙というのは教育の質を確保することが困難になるだけではなくて、先生方の生活の質も脅かしてしまう、その両方を心配しているところでもあります。</p> <p>学校の先生の多忙さを知れば知るほど、保護者として何ができるか、協力できるかというふうに考えて突き詰めると、私の周りなどでは、なるべく学校に連絡を取らないなんていう極端な協力の仕方に陥ってしまうことがあって、そのことは、保護者と地域を巻き込んで学校を作っていくという理想と反してしまうのではないかと危惧しております。</p> <p>ところで、9月議会である議員の方から、教職員の忙しさについてお話がありました。</p> <p>文科省が10年振りに行った、教職員の長時間労働の調査の結果では、小学校の先生の3割、中学校の先生の6割が、国の定めた過労死の恐れがある基準の時間外勤務時間、月に80時間以上を超えているという結果であったそうですが、つくば市の実態はどうかという質問がありました。</p> <p>これについて教育長から、来年度から、学校でタイムカードを導入して、実態を把握した上で対策を講じたいとの答弁がありました。</p> <p>これを踏まえて、幾つか質問があります。</p> <p>まず一つ目ですが、教育局の方に質問です。</p> <p>つくば市が平成20年度から毎月行っている、時間外労働調査についてですけれども、この目的とその方向について詳しく教えていただきたいです。</p> <p>各先生方が時間外労働の時間を校長先生に申告して、それを教育局に挙げてくるという形なのでしょうか。</p> <p>具体的に教えてください。</p>
健康教育課	<p>毎月、各学校に依頼しまして、2か月以上6か月以内の期間で平均80時間以上と、それと一月100時間以上の時間外がある学校については、毎月提出していただいています。</p>
委員	<p>それは先生方が校長先生に、自分が何時間以上かを報告するのですか。</p>
健康教育課	<p>学校でまとめて1枚で提出していただいています。</p>

委員	越えた場合には何か, 対策をなさっているのですか。
健康教育課	超えた場合については, 校長先生から, 実際にその時間を超えた教師に, 産業医の面談を受けてはどうかを促してもらうようにしていただいています。
委員	規定の時間を超えた先生で面談を行っている先生はどのくらいいるのか。
健康教育課	実際に面談をしたという先生はいらっしゃらないです。
委員	そうすると時間を超えても産業医の先生に面談を勧めるだけで, 面談を行っていないし, 何になっているのか目的が分からない。
健康教育課	あくまでもその御本人が面談を受けたくないということであれば, それを強制することはできません。
委員	あくまで, 健康の面からカウントしているだけということですね。
健康教育課	今はあくまで, 教職員の健康の問題から行っています。
委員	分かりました。 次に, 教育長にお聞きします。 来年度からタイムカードを導入していくということですが, その具体的な運用方法というのを教えていただきたいのですが, ある期間実験的に行うのではなくて, これから恒久的にもうタイムカードを全学校に置くということによろしいですか。 それで, 実態が国の実態と同じような長時間労働をしていることがつくば市でも分かった場合には, どのような対策を講じようと考えていらっしゃいますか。
教育長	現在は, A学校のB先生が何時に学校に来て何時に帰っているかという, 基礎データが手元にないわけです。 それをまず明らかにして, A学校のB先生が相当, 長時間になっていると

委員	<p>したら、なぜこの先生が長時間勤務しなければいけないかを、その理由とか原因をはっきりさせることが一番やらなければいけないことだと考えています。</p> <p>そうすることで、どういう理由で長時間になっているかが分かれば、それを解消する方法を考えることが出来るわけで、それに基づき対応しようと考えています。</p> <p>まず一つは、タイムカードを導入することの目的などをきちんと学校現場と共有できないと、先生たちの仕事の量が変わらないわけですから、タイムカードを押して、また学校に残っていると、あるいは指導が入ったら、隠れて仕事を持って帰ってしまうとかいうことが起きるのを防いでいただきたいということと、長時間働かないように指導するとしても、やはりまた仕事の量は変わらないので、それをどう減らしていくかという対策を、今後していただきたいと思います。</p>
教育長	<p>仕事の絶対量が多いのか、それともその先生の仕事の仕方に問題があるのかも、考える必要があると思います。</p> <p>同じA学校でもB先生は長時間だけど、C先生はそうでもないと分かれば、なぜB先生がこんなに長くなるのか、特有の理由が分かるはずですが。</p> <p>そういうようなことをもとにしながら、全体で支援する必要があるとしたら支援するとか、改善してもらおう余地があるとしたら改善してもらおうなど、適宜やっていきたいと思います。</p>
委員	<p>では、割と詳しく調べて個別に、具体的に対策をしていくということですね。</p>
教育長	<p>それをやらなかったら、やる意味がありませんから。</p> <p>ただ、今心配しているのは、タイムカードの記録があるとしても、それをどういうふうに整理するか、そのことがまた先生方の仕事を増やすようでは、余り意味がない。</p> <p>今、ワークライフバランス室で職員全体の勤務時間量を一括で処理していますが、そのシステムに学校の先生方のタイムカードのデータもインプットできないか、その方法を考えて欲しいと、ワークライフバランスの担当者をお願いをしているところです。</p>

委員	<p>もう一つ。</p> <p>先ほどの中教審の方の提言の中で、この忙しさに対して、今できることを直ちに行うと。</p> <p>今、教育局や教育長の中で、直ちにできる対策を考えているのではないかと思うので、そのアイデアを教育長なり教育局なりが持っていらっしやったら教えていただきたいです。</p>
教育長	<p>すぐにできることは、例えば、作文コンクールで応募してくださいとか、ポスター応募してくださいとか、いろんな機関から寄せられる作品募集の依頼が、年間 100 を超えます。</p> <p>それらの全部に協力しないといけないわけではありませんので、教育長の判断で協力する必要がないものについては止める。</p> <p>協力しないという判断は校長ではなかなか難しいと思うので、私の方で判断できるものは判断するようにし、出来るだけ減らしたいと思いません。</p>
教育指導課	<p>一律に切ってしまうというのも必要かとは思いますが、学校によっては、例えば作品募集であれば、これまで継続して参加していたものが市の方で切られてしまうとできなくなってしまう状況等もあるかと思しますので、こちらの方と併せて、学校現場の方でもそういった取捨選択していただく必要があります。</p>
教育長	<p>できるだけそういうことをしてくださいと、私の方からお願いしています。</p>
委員	<p>何か数を少し示す等、何かしら統一して現場に下ろしていただければと思います。</p> <p>あと、小さいことですが、学年費とか、校外学習の費用を、今はもう現金での徴収はどこの学校もしていないのですか。</p>
教育指導課	<p>大体、引き落としでやっている学校が多いと思います。</p>
委員	<p>ほとんどが引き落としにはなっているのですね。</p> <p>そういう細かいことの積み重ねだと思うので、気付いた点は情報共有して、少しでも物理的に先生方の負担は減らしていただきたいと思</p>

教育長	<p>います。 以上です。</p> <p>我々も、かなり重大問題として今考えていますので、委員のおっしゃるような形で、むしろポジティブに対応していきたいと考えています。他にございますか。 なければ、暫時休憩に入ります。</p>
◎議案第 48 号 教育財産の取得	
教育長	<p>では、議案の 48 号について、説明してください。</p>
文化財課	<p>議案の第 48 号、教育財産の取得について。</p> <p>これは独立行政法人都市再生機構、UR で進めています、中根金田台特定土地区画整備事業の区域内にあります、国指定史跡、金田官衙遺跡保存のための土地公有化事業に伴いまして、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 28 条第 2 項に定めてある教育財産の取得に際し、教育委員会から市長に申し出ることにつきまして、議決を求めるものであります。</p> <p>内容ですが、公有化事業は平成 22 年度から 33 年度まで継続して実施しており、更に次のページの添付図を御覧いただきますと、薄く塗られた部分がその 22 年度から昨年 28 年度までの買収分となりまして、今年度は黒く塗った部分を、総面積で 6, 774.2 平方メートルUR から 1 億 9, 306 万 4, 985 円で取得する計画で、議決を受けましたら、本日付けで申し出たいと考えております。</p> <p>なお、予定価格 2, 000 万円、面積 5,000 平方メートルをいずれも超える財産の取得のため、市議会の議決にかけなければなりませんので、12 月議会に案件として上程することを申し添えます。</p> <p>以上です。</p>
教育長	<p>市長に対する報告の時に説明した内容と同じものですか。</p>
文化財課	<p>そうです。</p> <p>これは平成 21 年度に、中根金田台土地区画整理事業地域内に、歴史的緑空間という緑地を作るということで、要はその土地の中に 3 割を UR が先買いしている土地がばらばらにあり、それらを 1 か所に集約して、大体 50 ヘクタールくらいになりますが、それを市が買収するという協定を結</p>

教育長	<p>んでおります。</p> <p>その中の一部として、国指定史跡部分については教育局が担当になり、文化庁からの補助金を受けて買収し、その他については都市公園部局等が買収していくということで進めています。</p> <p>何かご質問等ございますか。この件は、以前に取り交わした約束に基づき実行するという事です。</p> <p>なければ、説明のとおりとすることでよろしいでしょうか。</p>
委員	異議なし
教育長	それでは、原案のとおりといたします。
◎ 報告第 19 号 行政文書不開示決定処分に係る審査請求事案について	
教育長	それでは、報告第 19 号について説明をお願いします。
教育総務課	平成 29 年 8 月 14 日付け 29 つくば吾小第 80 号により決定した行政文書不開示決定処分に対し、つくば市教育委員会あてに次のとおり審査請求が提出されました。本件事案については、つくば市情報公開条例第 18 条第 1 項の規定により、つくば市情報公開・個人情報保護審査会に諮問し、審査会からの答申を受け、つくば市教育委員会は審査庁としてこの審査請求に対する裁決をいたします。
教育指導課	(審査請求事案の説明)
教育長	10 月の定例教育委員会は以上で終わりにしたいと思います。御協力ありがとうございました。

◎ 閉 会

午後 3 時 10 分閉会宣言

会議録調整年月日

平成 29 年 11 月 14 日

会議録調整者

新井 隆男

会議録署名人

会議録署名人